

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第1号

平成24年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月19日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成24年3月27日（火）午後2時30分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成24年3月27日

○現在議員12名で次のとおり

1番	小須田	稔
2番	冨塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

平成24年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成24年3月27日（火曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第13号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 採決

議案第8号 採決

議案第9号 採決

議案第10号 採決

議案第11号 採決

議案第12号 採決

議案第13号 採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第13号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決

7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 議案第6号の質疑、討論、採決
12. 議案第7号 採決
13. 議案第8号 採決
14. 議案第9号 採決
15. 議案第10号 採決
16. 議案第11号 採決
17. 議案第12号 採決
18. 議案第13号 採決
19. 一般質問
20. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	鯨井	眞佐子
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	蔵	和雄
副管理者	北村	新司
副管理者	小坂	泰久
会計管理者	小石	渡孝
消防長	鈴木	木三
次長兼総務課長	今井	定男
企画課長	山本	稔久
予防課長	山齊	藤久
査察調査課長	高橋	宮樹
警防課長	高宮	光雄
通信指令課長	豊田	光弘
佐倉消防署長	篠田	啓一
志津消防署長	滝口	喜代松
八街消防署長	今井	秀夫
酒々井消防署長	岩瀬	孝行

○議会事務局出席職員氏名

書記	大島	立美
書記	安藤	純一

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時41分)

○議長（中村孝治君） ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成24年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 鈴木昭三君登壇)

○消防長（鈴木昭三君） 消防長の鈴木昭三でございます。お許しをいただきまして、諸般の報告をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております行政報告資料に基づきまして、平成23年中の災害救急活動状況について報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の行政報告資料の1ページ、火災概要をお開きください。

まず、1の出火件数でございますが、平成23年1月1日から同年12月末までの組合全体の出火件数は121件で、前年と比較して21件の増加、率にいたしまして21%増となっております。火災種別では、建物火災が54件で、全体の44.6%を占めており、前年と比較しますと8件の減少、林野火災は11件で8件の増加、車両火災は14件で3件の増加、その他火災、これには火災統計上枯れ草、廃材、廃車車両などが燃える火災でございますけれども、42件で18件の増加となっております。

資料2ページをお開きください。第2表、構成市町別の火災件数でございますが、佐倉市が70件で21件の増加、八街市は38件で1件の減少、酒々井町は13件で1件の増加となっております。

4ページをお開きください。2の出火率、これは人口1万人当たりの出火件数をあらわしたものでございますが、第3表において組合全体では4.4件、構成市町別では、佐倉市が3.9件、八街市が5.0件、酒々井町が6.0件となっております。

3の焼損棟数及び焼損面積でございますが、焼損棟数は86棟で、前年と比較して6棟、6.5%減少しています。焼損程度では、全焼が27棟、半焼が4棟、部分焼19棟、ぼやが36棟となっております。

続いて、次の5ページをごらんください。4の損害額でございますが、火災による損害額は1億3,652万5,000円で、前年と比較いたしますと2,888万7,000円の減少となっております。

続いて、6ページをお開きください。下段の死傷者数でございますが、火災による死者は2名、負

傷者は26名で、前年と比較して死者1人、負傷者2名の減少となっています。

次に、9ページをお開きください。8の出火原因でございますが、放火、これは放火の疑いを含めてでございますが、39件で最も多く、全体の32.2%を占めております。続いて、原因といたしまして、たき火18件、こんろ10件、たばこが9件の順で続いております。このように放火火災が依然として多いことから消防本部といたしましてはより一層放火火災の防止に努めてまいります。

次に、13ページの救急業務の実施状況について報告をさせていただきます。1の救急活動状況についてでございますが、平成23年1月1日から同年12月末日までの組合全体の救急活動状況は、出場件数が1万819件、搬送人員は9,953人でございます。

14ページをお開きください。2の事故種別救急活動状況でございますが、急病が最も多く6,792件、これは全出場件数の62.78%、一般負傷が1,387件、12.82%、交通事故が1,262件、11.66%、転院搬送が673件、これは病院から病院へ搬送するものを転院搬送と呼んでおりますけれども、6.22%の順で続いております。前年と比較しますと、出場件数で859件、搬送人員では714人が増加しています。特に増加が多いものは急病で、次いで一般負傷、交通事故の順となっております。また、出場件数を1日平均にいたしますと約30件の出動があったことになります。

構成市町別では、15ページで佐倉市が6,767件、これは全出場件数の62.5%、16ページで八街市が3,141件、全出場件数の29.1%、17ページで酒々井町が911件、全出場件数の8.4%となっております。

次に、20ページをお開きください。5の傷病程度別搬送人員状況をごらんください。全搬送人員の45.8%が軽症となっております。このことから、引き続き救急車の適正利用を市町民に呼びかけていく必要があります。

次に、25ページをお開きください。第15表のドクターヘリと救急活動でございますが、177件でございます。前年と比較いたしますと34件の増加となっております。構成市町別では、佐倉市が110件、八街市が56件、酒々井町が11件となっております。

28ページをお開きください。第3、救助業務の実施状況でございますが、救助出動件数53件、救助活動件数24件、救助人員24人、前年と比較しますと、出動件数で7件、活動件数で16件、救助人員で10人の減少となっております。

30ページをお開きください。第4、各種災害状況の概要でございますが、救急支援出動について報告させていただきます。救急支援出動とは、現場から近い救急車が出動中のときや、救急車だけでは搬送が困難なときに、また国道での二次災害を防止するために消防隊が救急隊と同時に出動し、救急処置や安全確保をするための出動です。出動件数が1,258件で、前年と比較しますと162件、14.8%の増加となっております。

次、41ページをお開きください。第5の災害受信状況でございますが、災害受信件数は1万9,455件で、1日平均53件の通報を受信しております。

43ページをお開きください。覚知別受信状況の前年との比較では、総受信件数で393件、2.1%増加

しています。区分別で見ますと、I P電話が574件、18.5%、携帯電話が372件、7.7%、それぞれ増加し、固定電話が322件、4.8%の減少となっております。

次に、45ページに移りまして、第6、耐震改修等の状況でございますけれども、耐震改修等対象消防庁舎については、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前の基準で建築されました建築物が当組合で該当するため一覧表をつけてあります。旧耐震基準で建築された消防庁舎は、神門出張所、角来出張所、八街消防署、八街南部出張所及び酒々井消防署庁舎でございます。耐震診断につきましては5消防署すべてが終了、完了しております。耐震診断の結果、角来出張所につきましては耐震改修以前のI s値が0.24と低く、平成21年度に市町村に交付されました経済危機対策臨時交付金を充当していただき、3階から上を撤去し、補強壁を設置、耐震補強するとともに、仮眠室の個室化、女性職員の勤務スペースを確保するなど勤務環境が向上いたしました。補強後のI s値につきましては1.30となっております。

次に、八街消防署でございますけれども、耐震改修前のI s値は0.83で、耐震補強及び増築工事を行うため、平成22年度から23年度にかけ改修、増築工事の実設計を行い、平成23年7月に工事請負契約を締結いたしました。平成24年3月9日には増築棟が完成いたしまして、引き渡し検査を行い、3月12日から増築棟を使用しております。既存庁舎につきましては壁等を一時撤去し、補強壁の設置工事を行っています。平成24年6月末に工事の完成を予定しております。

次に、八街南部出張所につきましては、耐震診断の結果、I s値は0.21と非常に低く、地震による振動及び衝撃により倒壊し、または崩壊する危険性があると診断されております。平成23年11月25日に八街南部出張所庁舎耐震補強設計業務を株式会社加藤建築事務所と委託契約を締結しました。平成24年5月末に設計図書が完成する予定です。耐震補強工事につきましては、平成24年6月下旬に入札を実施、工事請負を締結し、平成25年1月末に耐震補強工事の完了を予定しております。工事期間中八街南部出張所庁舎が使用できないことから、発生する災害等につきましては最善の消防体制に配慮をしております。

次に、酒々井消防署につきましては、平成22年度に耐震診断を行い、I s値が0.68で、耐震補強が必要であります。平成24年度に庁舎の耐震補強及び改修工事等を市町村と協議しております。

神門出張所庁舎につきましては、耐震診断の結果、I s値は1.24と消防組合で規定しておりますI s値0.9を上回っております。しかし、庁舎が手狭であること、車庫床の地盤沈下、庁舎の老朽化などから庁舎の改修、増築等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、消防本部の機構改革についてでございますが、別紙を添付させていただいておりますので、ごらんになってください。指令業務の共同運用が平成25年度から本格運用するにあたり、平成24年11月ごろから119番回線の切りかえが各本部で順次実施されます。当消防組合では12月ごろを予定しているところでございます。これに伴いまして通信指令課を指揮指令課として、指令センターの補助と指揮隊業務を実施することといたしました。また、企画課を総務課に統合し、査察調査課を予防課に統合

し、消防本部人員の削減に向けて機構改革を行いました。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号11番、内海和雄議員、議席番号12番、宮野孝雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第13号の上程、説明

○議長（中村孝治君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第13号までの13件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号までの13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 蕨 和雄君登壇）

○管理者（蕨 和雄君） 本日ここに平成24年3月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成24年3月6日

付けで専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成19年度から廃止の特殊勤務手当のうち著しく危険または困難な勤務について、廃止前の規定よりも削減して復活することとして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び同政令に関する省令の一部改正が行われたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等が公布され、危険物の品名に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,925万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,187万8,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、新規事業として消防救急デジタル無線機購入事業及び全国瞬時警報システム整備事業の国庫補助金が採択されたことによる増額が主なものであり、その他の事業に関しては事業費の確定による減額を図ろうとするものでございます。

歳出の補正は、給与改定による人件費の減額、新規事業としての消防救急デジタル無線機購入事業等の増額であり、その他の事業に関しては事業費の確定による減額を図ろうとするものでございます。

議案第6号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億7,264万5,000円といたそうとするものでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ0.3%、1,243万2,000円の減でございます。

主な事業といたしましては、八街消防署の災害対応特殊救急自動車の更新、消防救急無線広域化・共同化事業、共同運用消防指令センター事業、八街消防署庁舎耐震改修工事、八街南部出張所耐震補強工事などでございます。

議案第7号 監査委員の選任についてでございますが、監査委員のうち識見を有する者につきまして任期が満了することにより監査委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号から議案第10号までにつきましては、情報公開審査委員の委嘱についてでございますが、任期が満了することにより委員を委嘱するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号から議案第13号までにつきましては、個人情報保護委員の委嘱についてでございますが、任期が満了することにより委員を委嘱するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部に

つきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 今井定男君登壇）

○次長（今井定男君） 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部のご説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市及び松戸市から共同処理を行う事務の追加の依頼があったことから千葉県市町村総合事務組合同規約中の共同処理をする事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正をするため、地方自治法第286条第1項の規定により地方公共団体と協議をするに当たり、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法179条第1項の規定により、平成24年3月6日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成19年度から廃止をしていた特殊勤務手当のうち特殊作業手当は1回当たり200円以内を、機関業務手当は1当務当たり300円以内を支給できるよう改正をいたそうとするものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等が平成23年12月に公布されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び同政令に関する省令が改正されたことにより本条例の改正をいたそうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、別表中に新たに浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所に係る規定を加えるものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等が平成23年12月に公布され、危険物の品名に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことにより、新たに対象となる施設の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について経過措置を講じるための改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第5号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計補正予算の細部についてでございますが、補正予算書の1ページをごらんください。第1条に記載のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,925万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,187万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

2の歳入でございますが、1款2項1目広域化整備費負担金の補正前の額が619万3,000円で、201万1,000円を減額し、418万2,000円といたそうとするものでございます。これは平成23年度消防救急無線広域化・共同化事業及び共同運用消防指令センターの事業費の確定による減額でございます。

次に、1款2項2目庁舎建設費負担金の補正前の額が1,749万円で、1,114万1,000円を減額し、634万9,000円といたそうとするものでございます。これは八街消防署庁舎耐震改修工事業費確定による減額でございます。

次に、2款1項1目手数料の補正前の額が200万円で、30万円を減額し、170万円といたそうとするものでございます。これは危険物許可申請件数の減少による手数料の減でございます。

次に、3款1項1目国庫補助金の補正前の額が1,241万2,000円で、4,928万8,000円を増額し、6,170万円といたそうとするものでございます。これは東日本大震災による消防庁舎の被害に対する消防防災施設災害復旧補助金並びに全国瞬時警報システム、略称J—A L E R T整備事業及び消防救急デジタル無線機購入事業に対する消防防災通信基盤整備事業費補助金が新たに採択になったものでございます。

続きまして、9ページに進んでいただきたいと思っております。5款1項1目利子及び配当金でございますが、補正前の額が20万円で、7万3,000円を減額し、12万7,000円といたそうとするものでございます。これは財政調整基金預金利子等の収入の減によるものでございます。

次に、7款1項1目財政調整基金の基金繰入金の補正前の額が8,421万7,000円で、421万7,000円を減額し、8,000万円といたそうとするものでございます。

次に、9款2項1目雑入でございますが、補正前の額が5,760万8,000円で、61万1,000円を増額し、5,821万9,000円といたそうとするものでございます。これは千葉県市町村振興協会からの消防救急無線広域化・共同化事業助成金の確定によるものでございます。

次に、10款1項1目組合債の補正前の額が3億5,920万円で、3,710万円を増額し、3億9,630万円といたそうとするものでございます。これは説明の欄に記載のとおり各事業の事業費の確定による減額及び消防救急デジタル無線機購入事業の増によるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、10ページをごらんください。3の歳出でございますが、2款1項1目一般管理費の補正前の額が68万1,000円で、補正額が980万円の増、補正後の額が1,048万1,000円でございます。補正の内容でございますが、25節財政調整基金積立金を増額いたそうとするもので、財政調整調整基金預金利子及び人件費の剰余分を積み立ていたそうとするものでございます。

次に、3款1項1目常備消防費の補正前の額が37億8,032万6,000円で、1,424万円を減額し、補正後の額を37億6,608万6,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、2節給料は1,630万円を減額、3節職員手当等は1,134万円の減額で、これはそれぞれ給与改定によるもので

ございます。4節共済費は1,100万円の増額で、千葉県市町村職員共済組合負担金の負担率の改定及び千葉県市町村総合事務組合退職手当特別負担金の増額によるものでございます。15節工事請負費は273万6,000円の増額で、東日本大震災で被害を受けた庁舎の改修工事業費の確定による減額、及びJ—A L E R Tの整備事業費でございます。

次に、11ページに進んでください。18節備品購入費は33万6,000円の減額で、高規格救急自動車及び化学防護服購入事業の事業費の確定によるものでございます。

3款1項2目広域化整備費は、補正前の額が1億8,560万1,000円で、1億2,603万8,000円を増額し、3億1,163万9,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、18節備品購入費が1億3,603万8,000円で、各消防署所に設置する固定無線機並びに車載型及び携帯型の消防救急デジタル無線機の購入事業費でございます。19節負担金補助及び交付金が1,000万円の減額で、消防救急無線広域化・共同化事業及び共同運用消防指令センターの事業費の確定による負担金の減額でございます。

3款1項3目庁舎建設費の補正前の額は2億1,969万円で、5,234万1,000円の減額で、1億6,734万9,000円といたそうとするものでございます。これは八街消防署庁舎耐震改修工事管理業務委託費及び同工事費の確定によるものでございます。

次に、3ページにお戻りください。第2表、繰越明許費でございます。第2表、繰越明許費でございますが、J—A L E R T整備事業及び消防救急デジタル無線機購入事業につきましては、平成23年度の国の補正予算第3号でその対象及び採択となった事業でございますので、平成23年度内では事業の完了ができませんので、次年度へ繰り越しをいたそうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、今回の補正予算における地方債の増額による限度額の増額でございます。

続きまして、議案第6号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,264万5,000円、前年度と比較して1,243万2,000円、0.3%の減といたすものでございます。

歳入につきましては、一般会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きください。2、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は40億4,602万9,000円で、前年度と比較して6,797万6,000円の増額でございます。1日常備消防費分担金につきましては37億4,525万2,000円で、前年度と比較して9,473万4,000円の増額でございます。2目長期債償還分担金につきましては2億7,879万2,000円で、前年度と比して2,506万円の減額でございます。

2項負担金、1目広域化整備費負担金につきましては1,604万5,000円で、前年度と比較して985万2,000円の増額で、消防救急無線広域化・共同化事業及び共同運用消防指令センター事業の負担金でございます。2目庁舎建設費負担金につきましては594万円で、前年度と比較して1,155万円の減額で、八街消防署及び八街南部出張所庁舎耐震改修工事等にかかる負担金でございます。

2 款 1 項 1 目手数料につきましては150万円で、前年度と比較して50万円の減額でございます。これは危険物施設許可申請手数料等の収入見込み額でございます。

8 ページに進んでいただきまして、3 款 1 項 1 目国庫補助金につきましては1,241万1,000円で、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材に対する補助金でございます。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金につきましては20万円で、財政調整基金預金利子でございます。

7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては2,000万円で、前年度と比較して6,000万円の減額でございます。

9 ページに進んでいただきまして、9 款 2 項 1 目雑入につきましては5,680万1,000円で、前年度と比較いたしまして80万7,000円の減額でございます。内訳といたしましては、消防救急無線広域化・共同化事業に対する千葉県市町村振興協会からの助成金及び保険事務手数料等でございます。

10 款 1 項 1 目組合債につきましては3 億3,570万円で、前年度と比較して1,910万円の減額でございます。内訳といたしましては、説明欄に記載のとおり災害対応特殊救急自動車購入事業、救急支援隊員用のAED購入事業等の各種備品購入事業並びに八街消防署及び八街南部出張所耐震改修工事費等、さらに消防救急無線広域化・共同化及び共同運用消防指令センターの事業費に対する起債でございます。

続きまして、歳出でございますが、予算書の10ページをごらんください。

1 款議会費につきましては171万8,000円で、前年度と比較して27万9,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、消防組合議会行政視察時バス借上げ料の計上によるものでございます。

2 款総務費は82万2,000円で、前年度と比較して3 万7,000円の増額でございます。

続きまして、12ページをごらんください。3 款消防費は41億8,931万2,000円で、前年度と比較して1,231万2,000円の増額でございます。消防費のうち1 項 1 目常備消防費につきましては38億342万5,000円で、前年度と比較して3,171万6,000円の増額でございます。

次に、17ページにお進みください。2 目広域化整備費につきましては3 億3,344万7,000円で、前年度と比較して1 億4,784万6,000円の増額でございます。内訳といたしましては、警防用備品購入費並びに消防救急無線の広域化・共同化及び共同運用消防指令センター整備費負担金でございます。3 目庁舎建設費につきましては5,244万円で、前年度と比較して1 億6,725万円の減額でございます。内訳につきましては、八街消防署庁舎耐震改修工事費及び工事監理等に関する継続費の残額、これは残りの部分13%でございます。並びに八街南部出張所の耐震補強工事関係事業費でございます。

次に、18ページにお進みください。4 款公債費につきましては2 億7,879万3,000円で、前年度と比較して2,506万円の減額でございます。

5 款予備費につきましては、200万円で前年度と同額でございます。

続きまして、平成24年度の主な事業等についてご説明をさせていただきます。別冊の平成24年度消

防組一般会計予算案資料の2ページをごらんください。2、歳出予算性質別状況中の右寄りの常備消防費の欄をごらんください。人件費が35億120万4,000円、構成比92.1%、物件費が2億4,626万9,000円、構成比6.4%で、人件費と物件費を合わせて常備消防費の98.5%を占めており、これは消防予算の特殊性かというふうを考えております。

次に、5ページをごらんください。5、主要事業の概要、(1)、常備消防費でございますが、災害対応特殊救急自動車購入事業につきましては、八街消防署の救急自動車の更新事業でございます。防火衣の購入事業につきましては、平成11年度から導入をいたしました消防隊員用防火衣を50着ずつ計画的に更新をいたそうとするものでございます。次に、6ページをごらんください。広域化整備費では、消防救急無線広域化・共同化及び共同運用消防指令センター事業に加えて、400メガヘルツ帯の隊員用の携帯型無線機の導入をいたそうとするものでございます。今回77式の導入により出動隊員すべてに個人持ちの携帯型無線機が配備できる予定でございます。(3)、庁舎建設費では、八街消防署庁舎耐震改修工事の継続事業及び八街南部出張所庁舎の耐震補強工事でございます。

以上で主な事業の説明を終わりにさせていただきます。

なお、予算書の19ページ以降に記載しております給与費、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7号から13号議案につきましては、人事案件ですので、細部の説明について省略をさせていただきます。

以上で提案理由の細部説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第5号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第6号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第7号 監査委員の選任についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第8号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第8号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第9号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第9号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第10号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第10号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第11号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第11号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第12号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第12号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第13号の採決

○議長（中村孝治君） 議案第13号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長(中村孝治君) 日程第4、一般質問を行います。

議席番号10番、川島・彦議員の質問を許します。

川島・彦議員。

(10番 川島・彦君登壇)

○10番(川島・彦君) 10番議員、川島・彦でございます。消防本部の広域化について質問させていただきます。

千葉県は平成20年2月消防組織法に基づき千葉県消防広域化推進計画を策定いたしました。計画の柱は、現在31ある県内の消防本部を7つに再編し、平成24年度末を目途に広域化を実現するとしております。当消防組合にかかわる再編の組み合わせ市町村は、佐倉市、八街市、酒々井町のほか白井市、印西市、成田市、富里市、四街道市、栄町、神崎町、多古町、芝山町の7市5町となっております。そこでこの計画に照らし佐倉市八街市酒々井町消防組合としての加入について認識合わせをする観点で何うものがございます。

具体的質問でございますが、1つは、本計画に対するこれまでの取り組み経過をお伺いいたします。

2つは、広域化によって期待できるメリットについて判断をお伺いいたします。

3つは、広域化組み合わせ市町村の意向把握の有無ないし内容をお伺いいたします。

4つは、千葉県との協議の有無ないし内容をお伺いいたします。

5つは、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長(中村孝治君) 消防長。

○消防長(鈴木昭三君) 消防長の鈴木昭三でございます。ただいまの川島・彦議員の一般質問に対しましてお答えいたします。

まず、第1番目の千葉県消防広域化推進計画に対する取り組み経過についてでございますが、これについてにお答えいたします。平成20年6月に佐倉市からの依頼により当消防組合と構成市町消防担当課との消防広域化に関する調整会議を消防本部において開催し、概要説明及び質疑を行いました。この調整会議において消防の広域化に係る検討については、今後構成市町間で協議をしていく必要があるとの結果でありましたが、現在まで構成市町間の協議は進展しておりません。

次に、2点目でございますが、広域化により期待できるメリットの判断についてでございますが、

期待できるメリットとしては2点ございます。まず1点目ですが、災害出動に関して地域により他市町の消防署所からの出動が可能となるため現場到着時間の短縮が見込まれます。また、車両の総合台数がふえることにより大規模災害の対応についてより容易になることとございます。2点目として、財政面に対して住民1人当たりの消防費で見た場合、管轄人口規模が少ない消防本部では歳出が大きく、管轄人口規模が大きくなるほど平準化され、住民1人当たりの負担額の減少が見込まれます。また、消防施設整備費等も重複投資がなくなり、普通建設事業費等も軽減が見込まれます。

次に、デメリットについてでございますが、1点目といたしましては、当消防組合の場合、他の消防本部と比較して消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の台数が多いため大火災、事故等に多くの消防車両を投入することができています。他の市町では比較的これらの所有台数が少ないため、これらの市町への出動が多くなることが見込まれます。2点目として、当消防組合高規格救急自動車に対する救急救命士の人数は比較的多い状態であります。現在1台当たり5人、目標は6人でございますが、救急救命士を組合全体に平均化した場合、高規格救急自動車1台当たりに対する救命士の人数が減少してしまうということがあります、住民サービスの低下が懸念されます。3点目といたしまして、庁舎の増改築、例規集の改定や各種表示の変更、消防職員の被服等の変更等一時的な経費が広域化することによって発生します。また、消防本部が他の市に移転した場合は、新たに消防本部庁舎建設等にかかる経費の負担が見込まれます。4点目として、多くの市町により構成するため当初予算、補正予算の編成が難しくなることが予想されます。

次に、3番目の広域化組み合わせ市町村の意向把握の有無ないし内容についてということでございますが、現在広域化に関する組み合わせ市町村の意向調査については把握できておりません。

次に、4番目の千葉県との協議の有無ないし内容についてでございますが、千葉県との協議は行っておりません。

次に、5番目ですが、今後の対応についてということでございますが、当消防組合の管内人口は27万人を超えており、国が示す人口30万人規模におおむね近く、いわゆる小規模消防には該当していないというふうに考えておりますので、広域化を急いで行う必要性はないのではないかとこのように考えております。また、広域化を検討していく上では、消防力あるいは対費用効果という面で現状よりさらによい消防行政をいかに住民に対して展開できるかということが大きな問題であり、配慮していく必要があると思われまます。したがって、今後の社会情勢、人口推移等をにらみながら長所、短所、財政負担等を踏まえ構成市町と協議を進めてまいります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（中村孝治君） 川島・彦議員。

○10番（川島・彦君） 再質問させていただきたいと思ひます。

1点目の取り組み計画につきましては、この前の実施3か年整備計画の説明をいただきましたが、今後も引き続いて広域化についての関係市町との対応を進めてまいりたいと、こういうことになって

おりますので、そのように受けとめさせていただきたいと思います。

2点目のメリット、デメリットについてはそのまま受けとめさせていただきたいと思います。

3点目、4点目の県との関係あるいは計画に示されております組み合わせ市町との関係につきまして質問させていただきたいと思います。

まず、県との関係でございますけれども、計画の中では24年度を目標とした広域化の推進ということに関しましては、消防組織法第38条という規定に基づく県から市町村に対する勧告ですとか、あるいは指導という法律がございますけれども、私どもの当消防組合にはそういった県からの勧告あるいは指導等が行われないということと理解してよろしいのか、ということにつきまして、先ほど緊急性は認められないと、こういう判断の中で、この計画に示された24年度末を目途に広域化を推進するということとの関係の中で、いわゆる指導、勧告、こういったものがないのかどうかについて再確認させていただきたいと思います。

それから、組み合わせ市町との関係につきましてですが、先ほどご説明いただいた中の国の示す30万規模にかなり近い当組合ということでございました。さらに言えば、平均よりも高い充足率を図っていると、こういうような答弁だと受けとめておりますけれども、逆の意味で、組み合わせの中では管轄人口が10万人以下の消防本部が存在しているわけがございます。そういった意味でいくと広域化ということとを推進するという県の方針に対して、10万人以下の消防本部が存在する中であって、これを放置した場合一体どういった問題が発生するのかということについて、ある意味では一般論で結構でございますので、先ほどのメリット、デメリットみたいな意味合いでの確認をさせていただければというふうに思います。

それとの関連になりますけれども、10万人以下という消防本部の存在する中で、県は市町村の自主性を尊重して対応するとしておりますけれども、こうした小規模な消防本部に対する県からの勧告あるいは指導というような見通しについてはどうなのだろうかということも当然でございます。当消防組合は広域化ということでは即認められないということのようではございますけれども、逆な意味で、小規模な方から逆に協議をしてほしいというようなこともあり得るわけございまして、そういった意味での構えとしてお聞きしておきたいと思っております。

5点目の今後の対応でございますが、広域化を急ぐ必要はないという答弁でございました。ちょっと、先ほど触れましたとおり組み合わせ市町からの協議の申し入れがあった場合、この当組合は一部事務組合という組織形態をとっておるわけでございますけれども、そうした協議の申し入れがあった場合には、市町村間で協議をするということになるわけです。消防組合の中でも協議をするということになるのでしょうかけれども、どうやって申し入れに対して具体的に対応していくのかという点につきまして再確認して質問にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村孝治君） 企画課長。

○企画課長（山本 稔君） 企画課長の山本稔でございます。川島・彦議員の再質問に対しまして答

えさせていただきます。

まず、1点目の消防組織法第38条の規定に基づく県から市町村に対する勧告あるいは指導について、当消防組合には行われぬかというご質問でございますけれども、あくまでも市町村に対する勧告であり、消防組合には勧告はされぬと考えております。

2点目の管内人口10万人以下の消防本部が存在するが、広域化が進展しない場合どのような問題が生ずるかというご質問でございますけれども、1点目といたしまして、出動要請に余裕がなく、初動対応も必要最小限であり、二次出動以降の対応も不十分になると考えます。2点目といたしまして、火災原因調査や立入検査といった予防分野について専門的な人材の養成、確保が困難であると考えます。3点目といたしまして、財政規模が一般的に小さく、はしご車や救助工作車等の高度な車両、資機材の導入が困難であると考えます。4点目といたしまして、人事ローテーションを設定しにくく、職務経験が不足、年齢構成が不均衡になると考えられます。

続きまして、県は市町村の自主性を尊重するとしているが、小規模消防本部に対する県の指導等の見直しはどうかというご質問でございますけれども、千葉県消防広域化推進計画の中に地域の要請があるなど特に必要と認められる場合以外は指導等は行わぬとされております。

以上、3点につきまして川島・彦議員に対します答弁を終了させていただきます。

○議長（中村孝治君） 次長。

○次長（今井定男君） 消防本部次長の今井でございます。

5点目の今後の対応についてということでございますが、他の消防本部から協議の要請があった場合、これはあくまでもスキームといたしましては構成市町の協議によるということでございます。その協議によって組織法の第34条に基づきます協議会を設置するなり、協議を行うわけでございますけれども、その後に広域消防運営計画を策定することになります。策定する協議の委員の中に会長、あるいは委員として構成市町の議員の方が参画していただく、あるいは学識経験として我々消防組合の職員が参画しているというような段取りになろうかと思っております。これは組織法の規定からそのように解釈しております。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 川島・彦議員。

○10番（川島・彦君） 質問ではございませんけれども、答弁として受けとめました。

いずれにしても一部事務組合という構成の中で、先ほどの指導なり勧告があるとしても構成市町村に行われるのであって、消防組合としてのここには来ぬよという答弁だったわけですね。ですから、その辺の進め方については、一部事務組合という消防の専門組織としてつくっている中の協議の進め方と、構成自治体という中の進め方をどうとっていくのかということをお聞きしたかったわけですが、直接的には携わらぬと、こういうことでよろしいのでしょうかということを確認して終わりたいと思っております。

○議長（中村孝治君） 消防長。

○消防長（鈴木昭三君） ただいまの川島・彦議員の再々質問についてお答えいたします。

組合消防の場合、市町村の消防を委託を受けて組合として消防業務を実施しております。消防業務自体は市町村で実施する形になっておりますので、それぞれ市町村で委託をするという観点からしますと、やはり我々から広域化を進めていくという形は、枠組みの中ではできないという形で考えております。したがって、広域化の枠組みをそれぞれの構成市町の中で協議していただいてやっていくという形になれば、先ほど次長が言ったような経緯で進んでいくような形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村孝治君） これにて川島・彦議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（中村孝治君） 以上をもちまして、平成24年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時14分）